

◆会員スピーチ

齋藤健太 会員



皆さん、こんにちは。KFSの齋藤です。今日のスピーチは会計事務所らしい話ということで「インボイス」と「ふるさと納税」の話ができればと思っています。インボイスはご承知の通り消費税の話で、このインボイスを発行していないと消費税を上乗せして請求書を出したらだめだよということです。事前に税務署にインボイスの登録をしますという申請書を出して、その後、自社で発行する請求書や領収書にTから始まる登録番号を付けなさいということ、また、消費税の区分10%8%を記載して、請求書や領収書を出しなさいというのがインボイスの仕組みになっています。皆さんは売上が1千万円を超える規模が多いと思うので、ほぼインボイスは強制的に発行されますから、実務上は影響無いかと思います。一方で、インボイスを発行していない売上1千万円以下や非課税事業者の方は、発行する時にそのままいいので、もらう時はどういう扱いをしたらいいのか困ることがあります。また、インボイスを発行していない請求書だと、消費税を上乗せして出さないということになっています。受け取って消費税を納める時に、消費税は受け取った消費税から払った消費税の残りを税務署に納める仕組みですので、取引上、もらった事業者が消費税をその分余分に払う可能性があるということで、今、フリーランスやインボイスを発行していない人たちが、取引関係で切られやすくなるのではないかと不安からインボイスの中止の声が上がっています。皆さんの会社の経理の方が、実務上、大変になってくるのが、領収書や請求書にインボイスが書かれているか、書かれていないかを確認する作業だと思いますので、そこら辺の対応の話ができればと思います。資料をご覧ください。ここに『例外、簡易インボイス』とありますが、これはタクシーやコインパーキング等、簡易的な比較的安い金額で受け取る場合は、原則のインボイスよりも書かれているところを省略して書いていいよとなっています。もう一つ、『この立替、インボイスは要る？何を提出するの？』というところでは、インボイスの領収書が書いていないと、全部の領収書が消費税を引けないのかということ、そうではないということを押さえていただければと思います。結論から言うと、1万円未満の領収書はインボイスはいりません。1万円以上の場合は、種目によってインボイスが必要だったり、不要だったりということがあります。目的とか内容によって、実はインボイスが無くても消費税を引けるという取引があります。この現物の領収書を見ながら経理処理するのが大変なので、今はクラウド型の経費精算というものがある、レシートや領収書の金額や日付、インボイス番号まで全部写真で読み取り、そのまま会計処理に計上するというやり方もあるので、手入力で全部会計処理をやっているのであれば、自動的にやれるようなことをお勧めしております。もう一つの論点は、インボイスの次に出てくる「電子帳簿保存法」です。これは、紙でもらった領収書や請求書は紙で保存し、PDFやメールのデータでもらった領収書や請求書は紙に印刷しないで、そのまま電子データで保存するというルールです。紙の保存の手間や場所的な負担などもあるので、そういうことを減らすためにも、また、今後の電子帳簿保存法を考えると、データとしてスキャンで撮って、そこで保存していった方がいいのではないかと個人的に思います。次に『2割特例！簡易課税選択は待った方が良い？』とありますが、皆さんの取引先でインボイスを発行していない人たちが関係する話です。インボイスを発行していないと取引上不利になるとか、切られる可能性があるということで、その経過措置、対策として出てくるのが2割特例です。売上1千万円以下で免税事業者だった人たちが、この制度をきっかけに、仕方なく登録せざるを得ないが、消費税負担額が増えるのが大変だという方のためにある制度で、売上に対する消費税の2割払うだけでいいよという制度です。2割特例の他に経理に関係することですが、インボイスを発行していない事業者、例えば、フリーランスや売上1千万円以下の一人親方など、インボイスを発行していない人たちから請求書もらう、その時にインボイスが発行していない請求書だから、消費税ゼロで計算しなくちゃいけないのかということですが、それは3年間の経過措置というのがあって、2026年まではインボイス発行していない人たちからもらった請求書でも、その金額の8割は消費税を払ったと見なせる制度があります。よく私が話すのは、先3年間は今の取引を維持しながら、その3年間の間で取引先が頑張って売上1千万円を超えて消費税を払うということになる方がいいのではないかとお話ししています。

では、ふるさと納税についてですが、端的にざっくり特徴をお話すると、ふるさと納税は節税ではありません。住民税の前払いです。前払いした30%分の返礼品をもらえるのがふるさと納税です。また、地元が別だとか、思い入れのある地域がある人は、そこにふるさと納税をすることによって、その自治体の税収が上がるのがもう一つのメリットかなと思います。デメリットは、ここにいる皆さん福島市民だと思いますが、ふるさと納税をやればやるほど、福島市の税制は減ります。詳しい仕組みは様々なサイトや「さとふる」、楽天のふるさと納税等がありますので、専用サイトを使うのがいいかなと思います。注意点は年収ベース以上の寄付をすると、単純に住民税の寄付になります。余分な税金を納めたくないという方は、年収以内のシミュレーションができるサイトもありますので、金額以内の範囲で納税をされることをお勧めします。ふるさと納税先が5カ所以内であれば、「ワンストップ納税」と言って、事前に申請を出すことで確定申告しなくてもよいという制度もありますので参考にして下さい。

最後にご案内です。スマホでLINEをされている方は、うちの公式LINEがありますので、このQRコードをぜひ読み取って会員登録をお願いいたします。今、KFSでは総務・経理のアウトソーシング「トトノエ」をご提案しております。人材不足や経理のベテランの方が辞めたなど、困っているニーズがすごく多く、会計事務所の知識と信頼感で会計の前の処理をお手伝いするサービスです。ご興味があれば、ぜひお声掛けいただきたいと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

◆閉会点鐘 副会長

■第5回理事会開催 11月9日(木) 13:30~「吉川屋」

《内容》①ロータリー財団(財団の友、ポリオプラス)の寄付について ②地区大会について ③県北第二分区合同例会(川俣RC・蕎麦会)について ④家族同伴忘年会について ⑤家族同伴親睦旅行について ⑥12月の例会プログラム ⑦その他
《出席者》紺野容樹、菅野浩司、服部裕一、鈴木牧子、鈴木義明、佐藤真也、安齋忠作、堀切孝敏、伊堂里佳、白岩裕和 以上の会員